

名古屋市天白区役所と豊田工業大学との連携・協力に関する協定書

名古屋市天白区役所（以下「甲」という。）及び豊田工業大学（以下「乙」という。）は相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多種多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙が包括的な連携・協力のもと、まちづくり、生涯学習、文化、防災、福祉、産業など多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 住みよいまちづくりに関すること
- (2) 生涯学習、文化、スポーツの振興に関すること
- (3) 地域の安全と防災への協力に関すること
- (4) 地域福祉の向上に関すること
- (5) 産業の振興に関すること

2 前項各号に定めるもののほか、甲又は乙は、必要と認める事項について相手方に連携・協力を求めることができる。

（経費負担）

第3条 前条に定める連携・協力の実施については、甲乙それぞれの予算措置及び規程の範囲で行うものとし、この協定により新たに特定の経費負担の義務を負うものではない。

（連絡調整窓口）

第4条 この協定書に基づく連携・協力の推進のため、甲乙に事務担当の窓口を設置する。

（期間等）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了2か月前までに甲乙いずれからも廃止の申し出がない場合は、1年間自動的に更新するものとし、以後同様とする。

2 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項、成果の利用条件など必要な事項については、甲乙が協議して別に定める。

この協定書は2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成30年6月21日

名古屋市天白区役所

豊田工業大学

区長

渡部智恵

学長

柳申裕之